

## 質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第104号	件名	令和5年度下水道築造工事(新免幹線)
No	質疑事項		回答
1	<p>特記仕様書【11】事業損失防止施設費について [発信基地、シールド工、開削工施工路線沿道家屋の事前調査費用]は間接工事費及び一般管理費の対象外としているとの記載がありますが、現場管理費については経費対象であると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>		<p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費の総称です。よって、現場管理費についても経費対象外です。</p>
2	<p>特記仕様書【13】技術管理費について [環境庁告示第46号溶出試験]は間接工事費及び一般管理費の対象外との記載がありますが、現場管理費については経費対象であると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。</p>		<p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費の総称です。よって、現場管理費についても経費対象外です。</p>
3	<p>設計書【1号代価表】[シールド機本体(エレクターを含む)] 名称・規格欄に於ける[シールド機本体(エレクターを含む)]の備考欄に[鋼橋門扉等工場原価]との記載がありますが、共通仮設費及び現場管理費の対象外と考えて宜しいでしょうか。 また、[シールド機本体(現地組立費・運転指導費・諸経費)]については全ての経費対象であると考えて宜しいでしょうか。</p>		<p>ご質問のとおりです。</p>
4	<p>設計書【536号及び537号代価表】に於ける [標準的な運賃(距離制運賃)]の代価内訳に特大品割増の項目記載がありますが、大型車、中型車、其々の割増率につきましてご教示願います。</p>		<p>代価表第536号:「距離制運賃 大型車(10tクラス 170km)」の3割である、18,774円を特大品割増として計上しています。 代価表第537号:「距離制運賃 中型車(4tクラス 170km)」の3割である、14,367円を特大品割増として計上しています。</p>
5	<p>設計書【545号代価表】[打合せ協議]について [全体打合せ(業務着手時+中間打合せ+成果物納入時)中間打合せ1回]の積算条件が記載されて居りますが、1業務当りの打合せ回数は3回であると考えて宜しいでしょうか。異なる場合と併せ、ご教示願います。</p>		<p>ご質問のとおりです。</p>
6	<p>設計書【548号～557号代価表】[事前調査]について 調査範囲は、[建物外回り及び建物内部]の両方を調査すると考えて宜しいでしょうか。異なる場合と併せ、ご教示願います。</p>		<p>ご質問のとおりです。</p>

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075  
 FAX 06-6858-7225  
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp